

こころ介護サービス 重要事項説明書

作成日 令和6年 12月1日

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号等

事業所名	こころ介護サービス
所在地・連絡先	(住 所) 静岡市駿河馬淵3丁目12番3-1号
	(電 話) 054-266-5370
	(FAX) 054-266-5372
事業所番号	2274205901
管理者の氏名	梶山 文子
敷地概要(権利関係)	70.80㎡(自社物件)
建物概要(権利関係)	70.80㎡(自社物件)
設備概要	事務所 (70.80㎡)

(2) 事業所の職員体制

従業員の職種	区 分		計(人)	備 考
	常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1		1	
介護支援専門員	4	1	5	

(3) 通常の事業の実施地域

静岡市(中山間地域は除く)

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(4) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8:30～17:30

営業しない日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日
--------	------------------------

※ 24時間連絡体制を確保し、介護支援専門員が輪番制により、常時携帯電話等で必要に応じ相談を承っています。

2 サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
<p>1. 居宅サービス計画 (ケアプラン)の作成</p>	<p>次の事項を介護支援専門員に担当させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。 ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ③ 提供されるサービスの目標その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ④ 居宅サービスの原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で当該居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ⑤ 作成した居宅サービス計画は利用者及びサービス担当者に交付します。 ⑥ その他、居宅サービス計画作成に必要な支援を行います。
<p>2. 経過観察・再評価</p>	<p>居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。 ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。 ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分の変更申請の支援等の必要な対応をします。
<p>3. 施設入所への支援等</p>	<p>事業者は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介、その他の支援をします。</p>
<p>4. 要介護認定等の申請に係る援助</p>	<p>利用者が要介護認定等の新規申請、更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。</p>
<p>5. 訪問調査 6. 実務研修における協力体制</p>	<p>市町村から委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を行います。 介護支援専門員実務研修における実習等に協力体制を確保しています。</p>

3 サービス料金

(1) 介護保険給付対象サービス

要支援又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、要介護度に応じて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、保健者の窓口に提出しますと払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費	要介護 1・2	1ヶ月につき	11,316円
居宅介護支援費	要介護 3・4・5	1ヶ月につき	14,702円
特定事業所加算Ⅱ		1ヶ月につき	4,386円
初回加算（初回及び2段階以上の変化認定を受けた場合）		1回につき	3,126円
入院時情報連携加算Ⅰ		1ヶ月につき	2,605円
入院時情報連携加算Ⅱ		1ヶ月につき	2,084円
退院・退所加算	Ⅰイ（情報提供1回カンファレンス以外で）	1ヶ月につき	4,689円
	Ⅰロ（情報提供1回カンファレンスで）	1ヶ月につき	6,252円
	Ⅱイ（情報提供2回以上カンファレンス以外で）	1ヶ月につき	6,252円
	Ⅱロ（情報提供2回以上うち1回以上カンファレンスで）	1ヶ月につき	7,815円
	Ⅲ（情報提供3回以上うち1回以上カンファレンス）	1ヶ月につき	9,378円
ターミナルケアマネジメント加算		1ヶ月につき	4,168円
緊急時等居宅カンファレンス加算（1月2回程度）		1ヶ月につき	2,084円
通院時情報連携加算		1ヶ月につき	521円

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の金額が利用者の自己負担となります。

交通費

1の（3）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

1の（3）の通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合	文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
② 当事業所のご都合でサービスを終了する場合	やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。
③ 自動終了	以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。 <ul style="list-style-type: none">・利用者が介護保険施設等に入所した場合・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合・利用者がお亡くなりになった場合
④ その他	利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

5 機密保持

- (1) 業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、利用者又は第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書等により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を利用できるものとします。

6 事業所のサービスの方針等

(1) 事業の目的

当事業所は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、必要な居宅サービスが適切に利用できる居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 運営の方針

- ① 要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種別又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

- ④ 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護老人保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 事業の運営にあたっては、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑥ 居宅サービス計画の作成にあたって利用者が介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める権利があることを説明します。
- ⑦ 居宅サービス計画作成時、サービス計画案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を利用者が居宅介護支援専門員に求めることができる権利がある事を説明します。
- ⑧ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合を公表します。
- ⑨ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急の理由を記録します。
- ⑩ ハラスメントの防止
- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します
1. 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 2. 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 3. 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ 行為等）
- ⑪ 感染症や災害の対応力強化感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。
- (1) 感染症対策委員会の開催
 - (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
 - (3) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施
 - (4) 感染症対策の専任担当者を配置【担当者 梅田克子】
- ⑫ 虐待の防止について事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止委員会を開催します。
 - (2) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - (4) 虐待防止に関する専任担当者を選定しています。【担当者 梅田克子】
 - (5) 成年後見制度の利用を支援します。
 - (6) 苦情解決体制を整備しています。
 - (7) サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

(3) その他

事項	内容
従業員研修	採用時研修、年2回以上研修を行っています。

7 相談及び苦情の受付窓口

(1) 当事業所でのサービスに関する相談や苦情窓口

担 当 梅田 克子 電 話 054-266-5370 FAX 054-266-5372 ご利用時間 9:30~17:00 (月曜日~金曜日)

(2) 公的機関でのサービスに関する相談や苦情窓口

静岡市役所 介護保険課 所在地 静岡市葵区追手町5番1号 電 話 054-221-1202 FAX 054-205-1298 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
静岡県国民健康保険団体連合会 所在地 静岡県静岡市葵区春日2丁目4-34 電 話 054-253-5590 FAX 054-205-3315 対応時間 8:30~17:00 (月曜日~金曜日)

8 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	合同会社 ケセラ
代表者名	梅田 克子
所在地・連絡先	(住 所) 静岡市駿河区馬淵3丁目12番3-1号 (電 話) 054-266-5370 (FAX) 054-266-5372
業務の概要	居宅介護支援
事業所数	1か所

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡市駿河区馬淵3丁目12番3-1号

名称 ころ 介護サービス 印

説明者

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印